

## 滋賀県国土強靱化地域計画の策定について

### 1 趣旨

本県において、「琵琶湖西岸断層帯地震」や「南海トラフ巨大地震」等による地震災害および平成 25 年 9 月に発生した台風 18 号などの大型台風や近年増加する傾向にあるゲリラ豪雨等による風水害への対応が大きな課題となっている。

これらのことから、大規模自然災害等に対して強くしなやかな県土づくりを進めるため、本県において「滋賀県国土強靱化地域計画」(以下「県地域計画」という。)を策定する。

### 2 計画の性格

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)に基づき、国土強靱化に係る県の他の計画等の指針となるもの。

### 3 経緯

平成 25 年 12 月	国土強靱化基本法	公布・施行
平成 26 年 6 月	国土強靱化基本計画	閣議決定
8 月	第 2 次国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体	に本県が選定
～平成 27 年 6 月	脆弱性評価実施	

### 4 計画の期間

平成 27 年度～平成 31 年度の 5 年間

### 5 検討の進め方

各関係課が横断的な連携を図るとともに、学識者、市町等の意見を踏まえ検討を進める。

### 6 スケジュール

平成 27 年 7 月～8 月	脆弱性評価決定、庁内調整
9 月	県地域計画骨子(案)策定
10 月	県地域計画(案)策定
11 月	県民政策コメント実施
平成 28 年 1 月	県地域計画 策定・公表

適宜、検討状況を常任委員会に報告



# 強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法 概要

## 基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

## 基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

## 施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の削減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

## 国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

### ◎策定手続

#### ◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

#### ◆閣議決定

### ◎記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

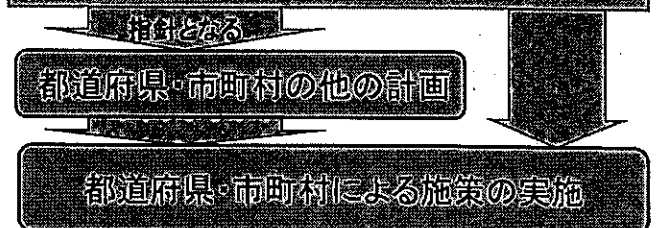
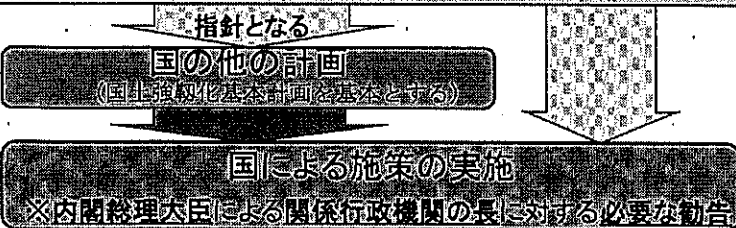
脆弱性評価の結果の検証  
評価結果に基づき策定

## 脆弱性評価の実施

※国土強靱化基本計画の案の作成に当り、脆弱性評価を実施

## 国土強靱化地域計画の策定

※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。  
〔都道府県・市町村が作成〕



## 国土強靱化推進本部の設置

- ※ 国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。  
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、国土交通大臣、【本部長】他の国務大臣
- ※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

## その他

- 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

# 国土強靱化基本計画の概要

平成26年6月3日  
閣議決定

## 国土強靱化基本計画について

- 国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

## ●国土強靱化の基本的考え方(第1章) [基本的な方針等]

### 【理念】

#### ○国土強靱化の基本目標

- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

#### ○災害時でも機能不全に陥らない経済社会システム【特に配慮すべき事項】

を平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等
- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

## ●脆弱性評価(第2章) 略

## ●国土強靱化の推進方針(第3章) ～施策分野ごとの推進方針～

### 【行政機能／警察・消防等分野】

・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進等

### 【住宅・都市分野】

・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策等

### 【保健医療・福祉分野】

・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築等

### 【エネルギー分野】

・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化等

### 【金融分野】

・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等

### 【情報通信分野】

・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等

### 【産業構造分野】

・企業連携型BCP/BCMの構築促進等

### 【交通・物流分野】

・交通・物流施設の耐災害性の向上等

### 【農林水産分野】

・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施等

### 【国土保全分野】

・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策等

### 【環境分野】

・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等

### 【土地利用(国土利用)分野】

・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携等

### 【リスクコミュニケーション分野】

・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等

### 【老朽化対策分野】

・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築等

### 【研究開発分野】

・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進等

## ●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。  
(※)プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成
- 重点化すべき15プログラムを重点的に推進